

令和5年11月21日

契約担当官

航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行

「航空自衛隊奈良基地幹部候補生学校におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する隨意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による隨意契約を前提とした見積依頼です。
有効な見積書をもって郵送又はFAX等により申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納地 (履行場所)	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合せ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省府統一資 格)	参加 条件	備考
O-20	物品	経第B-54 外	光電式及びト型 感知器2種 以下3品目	航空自衛隊 経ヶ岬分屯基地	令和6年1月31日	令和5年11月21日	令和5年12月6日 13:00	令和5年12月6日 13:00	不要	—	同等品申請期 限 令和5年12月1日
O-21	物品	経第P-59	ガソリン2号 以下2品目	航空自衛隊 経ヶ岬分屯基地	令和6年1月31日	令和5年11月21日	令和5年12月6日 13:00	令和5年12月6日 13:00	不要	—	—
			以下余白								

詳細については、奈良基地HP掲載の調達情報 「オープンカウンター方式による見積依頼について」 及びオープンカウンター方式実施要領等による
ほか、下記にお問合せ下さい。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（仕様書等を公表している場合を除く。）

〒630-8522

奈良県奈良市法華寺町1578番地 航空自衛隊奈良基地
幹部候補生学校業務部会計課契約班 担当： 山本
電話： 0742-33-3951 内線（229） FAX： 0742-33-5477

見 積 書

下記のとおり、見積依頼書に対して「入札及び契約心得」並びに見積条件等を承諾の上提出致します。

令和5年12月6日

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行 殿

住 所
会 社 名
代表者名

納期(履行期限)		令和6年1月31日	納地(履行場所)			航空自衛隊経ヶ岬分屯基地		
No.	品名(件名)	規 格	同等品	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	ガソリン2号	航空自衛隊仕様書及び防衛省仕様書のとおり	否	L I	2,000			
2	軽油2号(課税)	航空自衛隊仕様書及び防衛省仕様書のとおり	否	L I	2,000			軽油引取税 32.1円/Lは 非課税
以下余白								
見 積 金 額		¥						

※見積金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

※見積金額には送料及び梱包費を含みます。

市価調査表

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行 殿

住 所
会社名
代表者名

納期(履行期限)		令和6年1月31日	納地(履行場所)			航空自衛隊経ヶ岬分屯基地		
No.	品名(件名)	規 格	同等品	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	ガソリン2号	航空自衛隊仕様書及び防衛省仕様書のとおり	否	L I	2,000			
2	軽油2号(課税)	航空自衛隊仕様書及び防衛省仕様書のとおり	否	L I	2,000			軽油引取税 32.1円/Lは 非課税
以 下 余 白								
納品に要する日数：発注の日から約 _____ 日								
市場価格		¥						

※市価金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

※市価金額には送料及び梱包費を含みます。

航空自衛隊仕様書					
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書			
	性質による分類	個別	仕様書	番号	
物品番号	9130-299-0124-5	仕様書番号			
			35警隊LPS-		
品名 又は 件名	ガソリン2号	承認	令和 年 月 日		
		作成	令和 5年10月 2日		
		改正	令和 5年 6月 14日		
			令和 年 月 日		
		作成部隊等名	第35警戒隊		
		ホームページ	掲載	不掲載	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地において使用するガソリンについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、航空自衛隊仕様書C&LPS-Y00007-27（航空自衛隊補給本部ホームページ参照）の1.2による。

2 製品に関する要求

- a) 防衛省仕様書(DSP-K 2204E)
- b) 防衛省仕様書改正票[DSP-K 2204E(2)]

3 納入に関する要求

3.1 納地

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地

3.2 納期

令和6年1月31日

3.3 対象物品

品名	規格	単位	数量	備考
ガソリン2号	JIS K 2 202の2号の もの。	L I	2, 000	防衛省仕様書DSP-K 2204Eの1.2の2号バルクとする。

3.4 納入区分

バルクとする。（ここでいうバルクとは地下タンクを示す。）

3.5 納入方法

- a) 一括納入又は分割納入とし、官側と契約相手方が調整の上、決定する。
- b) 納入条件については、タンクローリーにより基地内のタンクピットにバルク納入するものとする。

4 検査

検査は、この仕様書及び防衛省仕様書（D S P K 2 2 0 4 E 及びD S P K 2 2 0 4 E (2)）による成績書等により実施する。

5 品質保証

- a) 当該製品の品質の確認及び保証のため、契約相手方は防衛省仕様書（D S P K 2 2 0 4 E 及びD S P K 2 2 0 4 E (2)）による成績書等を提出する。
- b) 当該製品の品質に関する不具合が発生し、その原因が契約相手方の責に基づくものと明らかに認められた場合は、契約相手方は無償で保証の責を負うものとする。

6 安全管理

- a) 納入作業の安全管理は、契約相手方が責を負い、常に安全に留意し、事故防止に努めるものとする。
- b) 経ヶ岬分屯基地内への入出門等は、基地の諸規則に従う。

7 その他必要な事項

- a) 本仕様書に関する防衛省仕様書の索引については、防衛装備庁のホームページから行うものとし、航空自衛隊仕様書の索引については、航空自衛隊補給本部ホームページから行うものとする。
- b) 本契約の間において、契約相手方の責による器材及び物品並びに施設を破損又は損傷させた場合は契約相手方の負担とし破損、損傷前の状態に復帰させる。
- c) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議する。

防衛省仕様書
自動車ガソリン
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P
K 2204E
制定 昭和 47. 4. 13
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム、200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- 1号は、J I S K 2202の1号による。
- 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、パルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2202に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

K 2204E(2)

自動車ガソリン

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、D S P K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、D S P K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法

J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法

J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法

J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2202に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

b) 5.2 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

航空自衛隊仕様書						
仕様書の種類	内容による分類	装備品等	仕様書			
	性質による分類	個別	仕様書			
物品番号	9140-002-9691-5				仕様書番号	
品名 又は 件名	軽油2号（課税）				35警隊LPS-	
	承認	令和 年 月 日				
		令和 5年10月 2日				
		改正	令和 5年 6月 14日			
			令和 年 月 日			
	作成部隊等名	第35警戒隊				
		ホームページ	<input checked="" type="radio"/> 揭載		不掲載	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地において使用する軽油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、航空自衛隊仕様書C&LPS-Y00007-27（航空自衛隊補給本部ホームページ参照）の1.2による。

2 製品に関する要求

- a) 防衛省仕様書(DSP-K 2209E)
- b) 防衛省仕様書改正票[DSP-K 2209E (2)]

3 納入に関する要求

3.1 納地

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地

3.2 納期

令和6年1月31日

3.3 対象物品

品名	規格	単位	数量	備考
軽油2号 (課税)	JIS K 2 204の特1号 のもの。	L I	2, 000	防衛省仕様書DSP-K 2209Eの1.2の特1号バルクとする。

3.4 納入区分

バルクとする。（ここでいうバルクとは地下タンクを示す。）

3.5 納入方法

- a) 一括納入又は分割納入とし、官側と契約相手方が調整の上、決定する。
- b) 納入条件については、タンクローリーにより基地内のタンクピットにバルク納入するものとする。

4 検査

検査は、この仕様書及び防衛省仕様書（D S P K 2 2 0 4 E 及びD S P K 2 2 0 4 E (2)）による成績書等により実施する。

5 品質保証

- a) 当該製品の品質の確認及び保証のため、契約相手方は防衛省仕様書（D S P K 2 2 0 4 E 及びD S P K 2 2 0 4 E (2)）による成績書等を提出する。
- b) 当該製品の品質に関する不具合が発生し、その原因が契約相手方の責に基づくものと明らかに認められた場合は、契約相手方は無償で保証の責を負うものとする。

6 安全管理

- a) 納入作業の安全管理は、契約相手方が責を負い、常に安全に留意し、事故防止に努めるものとする。
- b) 経ヶ岬分屯基地内への入出門等は、基地の諸規則に従う。

7 その他必要な事項

- a) 本仕様書に関する防衛省仕様書の索引については、防衛装備庁のホームページから行うものとし、航空自衛隊仕様書の索引については、航空自衛隊補給本部ホームページから行うものとする。
- b) 本契約の間において、契約相手方の責による器材及び物品並びに施設を破損又は損傷させた場合は契約相手方の負担とし破損、損傷前の状態に復帰させる。
- c) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議する。

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点、流動点、蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き、J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は、J I S K 2204の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は、J I S K 2204の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は、J I S K 2204の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は、J I S K 2204の2号による。ただし、引火点は61°Cを超えるものとし、流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き、流動点は-5°C以下、目詰まり点は-2°C以下とする。また、蒸留性状90%留出温度は360°C以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は、J I S K 2204の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は、J I S K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2204によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

K 2209E(2)

軽油

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

(DIESEL FUEL)

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容積換算表”を

“J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法

J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法

J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法

J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容積換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”を

“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を

“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室